**平成２４年（フ）第１１９号**
大阪府和泉市寺門町１丁目18番14号16号
債務者　西川　英幸
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第１２５号**
大阪府貝塚市脇浜４丁目32番１―206号、前住所大阪府泉北郡忠岡町高月北２丁目18番30号
債務者　政　　桂子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第１２６号**
大阪府岸和田市三田町1853番地
債務者　仲野　安子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第１２７号**
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目２番４号マンションみどり
債務者　藤田さつき
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第１２８号**
大阪府和泉市箕形町１丁目４番60―303号
債務者　岡村　一也
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第１２９号**
大阪府岸和田市春木若松町９番13号
債務者　大谷　晃史
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第１３０号**
大阪府岸和田市春木若松町９番13号
債務者　大谷真奈美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第１４３号**
大阪府泉大津市東豊中町２丁目３番25―205号、前住所大阪府八尾市東弓削１丁目162番地
債務者　増田　敦司
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第８９号**
沖縄県那覇市松川３丁目13番43号２階
債務者　美里　春美（旧姓又吉）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第１０１号**
沖縄県糸満市西崎１丁目34番５―202号　シティーマンション西崎
債務者　平田　義秋
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第２号**
石川県七尾市湯川町７部73番地
債務者　坂口　由政
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２４年（フ）第８号**
石川県七尾市中島町中島甲部239番地
債務者　奥原　順平
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２４年（フ）第２４号**
山口県周南市大字八代838番地市営八代住宅Ａ棟２号
債務者　川西　春季
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２４年（フ）第２５号**
山口県周南市大字八代838番地市営八代住宅Ａ棟２号
債務者　川西　　輝
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２４年（フ）第８号**
福岡県大牟田市大字草木185番地３　堺アパート104号
債務者　野口みどり（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２４年（フ）第１５号**
福岡県大牟田市姫島町38番地７　姫島ビル30Ｊ
債務者　伊藤　彰廣
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２４年（フ）第１４号**
福岡県行橋市大字二塚324番地
債務者　小畑眞由美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２３年（フ）第９０８号**
千葉市稲毛区小深町44番地１　コーポスカイＥ101号
債務者　菊地　信子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係